

2025年5月21日

衆議院・参議院 消費者問題に関する特別委員会  
委員長・理事・委員 宛

## 消費者被害の防止のため、 国に対策強化を求める取組に係る要望書

全大阪消費者団体連絡会

大阪府中央区本町 2-1-19-430

電話 06-6941-3745

e-mail shodanren@osakacon.org

ホームページ <https://www.osakacon.org/>

日頃は、国民・消費者の権利と生活向上のためにご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、この間、消費者トラブル・被害の相談件数は減らず、相談内容は複雑化、多様化しています。今後の高齢化・単独世帯化の進行、デジタル技術の進展で、消費者トラブル・被害が拡大することも懸念されています。こうした状況において、消費者トラブル・被害をなくしていくために、国が施策を強化することが求められます。

つきましては、消費者問題特別委員会の委員長・理事・委員として、以下の2項目の実現に向けて、引き続きご尽力いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 弊会の「地方消費者行政の強化のため、国の財政支援の継続・拡充を求める要望書（2025年3月28日）」の実現

定額交付で、消費生活相談員人件費にも活用できる消費者行政強化交付金推進事業は、高齢者見守りネットワークに参画する消費生活サポーターの育成、若い世代における消費者リーダーの育成、適格消費者団体の活動支援等にも活用され、地方消費者行政全般の施策を継続的に底上げする効果を生み出してきました。

当初より活用期間を限って創設された交付金であることは承知していますが、現局面で終了となれば、財政状況が厳しい自治体が多くを占める中では、代替の財源確保ができず、相談体制も含めた消費者行政の後退につながるものが避けられません。定額交付で相談員人件費を含めて継続事業に活用できる、当面の財政支援措置が必要です。

加えて、国と地方自治体相互の利害に関係し、国全体の水準を確保する必要がある事務が含まれていることに鑑みて地方財政法第 10 条を改正するなどして、国が将来にわたって恒久的に負担する財源措置の実現を求めます。

## **2. 特商法の抜本的改正を求める全国連絡会の「特商法改正の検討の場を速やかに設けることを求める意見書（2024 年 1 月 10 日）」の実現**

2022 年版消費者白書によると、特定商取引法に関連する消費者トラブル・被害相談は全体の約 55% を占め、今なお発生し続けています。消費者被害をなくしていくためには、悪質事業者を市場から排除するための特定商取引法改正が重要です。

弊会を含む全国 58 団体は、「特定商取引法の抜本改正を求める連絡会を結成して法改正を求め、100 を超える地方議会（大阪府内 19 地方議会）から意見書が提出されていますが、未だに改正のめどが立っていないことから、改めて検討の場の設置実現を求めます。

以上